



**第4期 秩父市
地域福祉計画・
地域福祉活動計画
<概要版>**

2022~2026 年度

令和4年3月

秩 父 市
秩父市社会福祉協議会

地域福祉とは

普段の生活の中で、ちょっとした**不安や不便さ**を感じたことはありませんか？

例えば… 子どもの登下校が心配

交通手段が無くて外出できない

災害時の対応が心配…

相談先がわからない…

このような**不安や不便さ**は、
ほんの少しの**手助けや気遣い**で
解決できることがたくさんあります。

“地域福祉”とは

こうした問題を地域で解決し、「住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせるよう、住民が主役で進める取り組み」のことを言います。

例えば、近所の人にあいさつをすることや子どもの安全を地域で見守ることも地域福祉活動の一環と言えます。

地域福祉を進めていくためには、市民、町会、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等が、支え合いの取組について協力し、お互いの不足を補いながら、地域全体で福祉を推進していくことが必要となります。

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、車の両輪のように密接に連携して**地域福祉**を推進していきます

地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定に基づき、市町村における地域福祉に関する全体的な仕組を総合的にまとめた計画です。

地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条に規定された社会福祉協議会が中心となって作成される、地域福祉に関する具体的な取組を記述した民間の計画です。

計画の基本理念

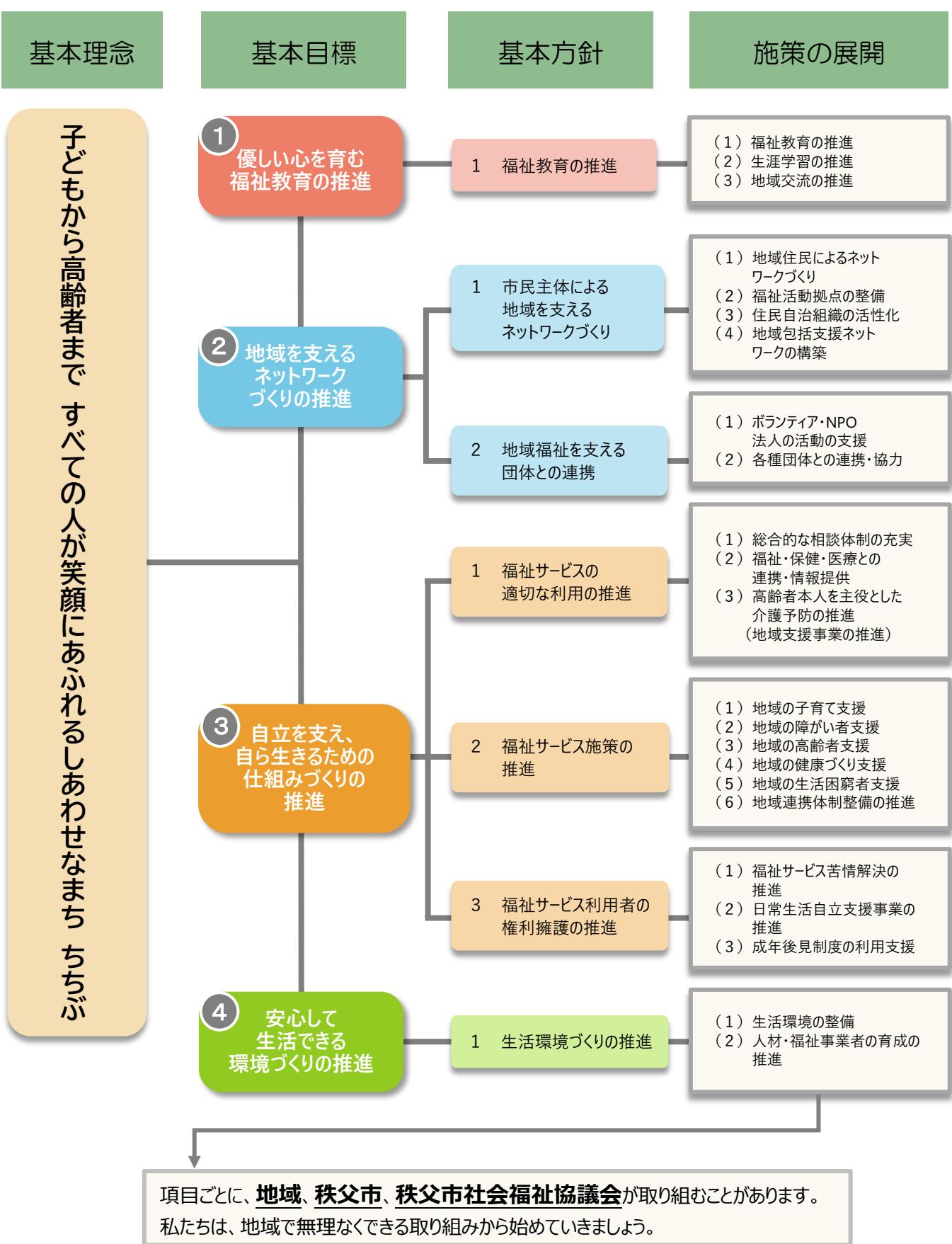
「秩父市総合戦略」とまちづくり基本条例の理念及び基本原則の上に立ち、第2次総合振興計画が将来像として掲げた「豊かなまち、環境文化都市ちちぶ」を実現するために、「第4期秩父市地域福祉計画・地域福祉活動計画」では、基本理念を次のとおりとしました。

基本理念

子どもから高齢者まで すべての人が
笑顔にあふれる しあわせなまち ちちぶ



計画の体系



具体的な取組み

基本目標1 優しい心を育む福祉教育の推進

市民一人ひとりに福祉についての理解を深めていただくことが、地域福祉の推進には欠かせません。そのために、学校教育の場をはじめ、学校卒業後には生涯教育の一環として、福祉を学ぶことのできる機会を提供します。

基本方針1 福祉教育の推進

地域が取り組むこと	○家族の絆を大切にします。 ○一人ひとりが進んでいさつをし、近所づきあいを大切にします。	○「福祉」に対する理解と関心を深めます。
市が取り組むこと	○家庭での福祉教育の推進 ○子どもから高齢者までの異世代交流事業の推進 ○「総合的な学習の時間」等の充実 ○公民館事業の充実 ○地域における市民主体の介護予防活動の育成・推進	○障がい児保育の充実 ○交流教育及び共同学習の推進
社会福祉協議会が取り組むこと	○ふれあいサロン活動への助成 ○あいサポート運動の推進	○認知症サポーター養成講座への協力 ○地域情報交換会の開催



基本目標2 地域を支えるネットワークづくりの推進

地域福祉は、地域の中で市民が共に支え合う「互助・共助」の取組みを核として展開される活動です。互助・共助の活動がしやすく、充実したものとなるよう、市民同士、市民と福祉団体、福祉団体間などのつながりを強化します。

基本方針1 市民主体による地域を支えるネットワークづくり

地域が取り組むこと	○ひとり暮らしの方に、声をかけるようにします。 ○市の広報などを読み、地域包括ケアシステムについて理解します。
市が取り組むこと	○地域福祉コーディネーター（コミュニティソーシャルワーカー）の養成・配置 ○公民館や福祉施設などを有効活用した活動拠点づくりの推進 ○民生委員・その他福祉関係団体等との連携強化 ○「ちちぶ版地域包括ケアシステム」の推進・構築
社会福祉協議会が取り組むこと	○地域情報交換会の開催 ○地域福祉活動交付金の配分



基本方針2 地域福祉を支える団体との連携

地域が取り組むこと	○ボランティア養成講座などに、積極的に参加します。 ○市内の福祉団体とその活動内容について理解します。 ○地域の活動団体同士が積極的に交流の機会をもつよう努めます。
市が取り組むこと	○各種ボランティア団体との連携・協力体制の強化 ○地域の健康づくりの推進 ○検診（健診）の受診率向上
社会福祉協議会が取り組むこと	○ボランティア団体連絡会、関連講座の開催 ○ふれあいフェスタの開催 ○生活福祉資金・福祉資金貸付事業の実施



基本目標3

自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進

すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスと、サービスを提供する仕組みの充実を図ります。また、判断能力が不十分な人の法律上の権利を保護する「成年後見制度」の利用促進や、経済的理由により暮らしに不安や困難を抱えている人に対して、自立した生活が送れるよう、市民同士、関係機関等の連携や地域でのネットワークの構築を推進していきます。

基本方針1 福祉サービスの適切な利用の推進

地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○市や社会福祉協議会の相談窓口の情報を確認します。○町会役員や地域を担当する民生委員・児童委員との交流を持ちます。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○専門機関等との連携強化○相談支援体制の充実○市民が相談しやすい環境づくりの推進○ホームページ等を活用した情報提供の充実○介護予防普及啓発事業の推進○地域における市民主体の介護予防活動の育成・推進○市民主体のサロン事業の推進
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○心配ごと相談・結婚相談窓口の充実○社協だよりの発行○生活支援コーディネーター業務の実施



基本方針2 福祉サービス施策の推進

地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○地域の子どもと子育て家庭を、地域全体で応援します。○地域の子育て家庭、障がい者、高齢者を把握します。○定期的に健康診査を受け、自分の健康状態を確認します。○生活困窮者自立支援制度への理解を深めます。○虐待やDVについての相談機関を把握します。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○誰もが安心して子育てできる、地域で支える子育て支援体制の整備○子ども家庭総合支援拠点の整備○障がい福祉サービス提供体制の充実○療育体制の整備○敬老事業、生涯学習活動、スポーツ・レクリエーション活動の推進○生活困窮者自立支援制度や自立相談支援機関の周知
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○でのいの広場の開催○ふれあいサロン活動への助成○彩の国あんしんセーフティネット事業やフードバンクなどを活用した緊急時の現物給付○福祉資金の貸付



基本方針3 福祉サービス利用者の権利擁護の推進

地域が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○困ったことやわからないことがあったら、周りの人に相談します。○福祉サービス提供事業者は、利用者との話し合いを持ちます。○社協だよりなどを通じて、日常生活自立支援事業の内容を知ります。○市の広報や社協だよりなどを読み、成年後見制度について理解を深めます。
市が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○相談体制の充実○成年後見制度の利用促進○成年後見制度の周知・普及啓発○中核機関の設置
社会福祉協議会が取り組むこと	<ul style="list-style-type: none">○日常生活自立支援事業（あんしんサポートねっと）の実施○成年後見制度推進事業の実施



基本目標4 安心して生活できる環境づくりの推進

市民が安心して生活できるためには、すべての人にとって暮らしやすいバリアフリーのまちづくりを進めることが必要です。また、多様化する福祉ニーズにきめ細かく応えるため、福祉に携わる人材や団体・事業者の育成推進も重要な要素となっています。さらに、近年多発する自然災害に備え、助け合える組織作りや防災活動を通じて、地域においてだれもが安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本方針1 生活環境づくりの推進

地域が取り組むこと	○日ごろから、隣近所と災害時の話をしたり、地域の防災訓練に参加します。 ○隣近所に住む高齢者、障がい者など、災害時の避難行動に支援が必要な人を把握します。
市が取り組むこと	○ユニバーサルデザインの推進 ○避難行動要支援者に対する支援の充実 ○福祉避難所の整備 ○介護支援専門員への研修の実施
社会福祉協議会が取り組むこと	○災害ボランティアセンターの運営 ○災害ボランティア事前登録制度の実施 ○災害ボランティア講座の開催



生活困窮者自立支援事業の推進について

【秩父市の現状】

生活保護被保護世帯及び被保護人員の推移については、若干の減少傾向にあります。アンケート調査の結果では、生活困窮者自立支援制度については、「聞いたことはあるが内容はよく知らない」を含め、「知らない」と答えた方が約8割となっています。

【課題】

生活困窮者自立支援制度の認知度が低い状況のため、引き続き周知活動を強化していく必要があります。また、生活に困窮している方が適切に必要な支援をうけることや、生活困窮者支援を通じて地域共生社会を実現し、地域での孤立を防止することなど、継続した支援が重要となります。そのために、市の関係課、専門機関、ハローワーク、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会・町内会、地域の方々との連携・情報共有を強化していくことが不可欠となります。

【今後の方向性】

- 生活困窮者の実態を把握するため、関係各課、各相談支援機関と連携・協力を強化し、情報共有を行うことにより、効果的な支援に努めます。
- 経済的自立に向けた継続的な支援を行うために、関係各課、各相談支援機関の連携を密にし、複雑化する問題の解決に努めます。就労に関する支援、社会参加の場づくりなど、相談窓口やハローワークなど、就労関係機関等と連携し経済的自立を支援します。
- 民生委員・児童委員や地域の方々に、各種制度を広く周知することにより、生活困窮者への情報提供の機会の充実や早期発見を図ります。また、子どものいる生活保護世帯や生活困窮世帯に対し、子どもの学習・生活支援の利用を促進します。

成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上の障害等により、判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度で、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るために必要な権利擁護における重要な手段のひとつです。

今後、成年後見制度の利用促進を図ることで、支援を必要とする人に包括的な支援が行き届く地域社会の実現を目指すため、「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画に内包し策定します。

【秩父市の現状】

秩父市が行ったアンケート調査の結果では、成年後見制度についての認知度は、「聞いたことはある（内容は知らない）」と答えた方が39.4%と最も多く、次いで、「制度内容も含め知っている」と答えた方が29.9%となっています。

【課題】

成年後見制度の認知度が低い状況であり、制度を知らないことで不利益を受けることがないよう、地域住民、各種団体、福祉サービス事業者、社会福祉協議会、市の関係課など「多様な主体」が連携・協働し、周知活動や課題解決を図っていくことが重要です。

また、広報、制度利用促進、後見人支援を行う権利擁護支援のための地域連携ネットワークを構築するため、中核機関を中心とした地域の課題を検討・解決していく仕組みづくりが求められています。

【中核機関の設置】

権利擁護支援の地域連携ネットワークの「中核機関」（ネットワークのコーディネートを担う機関）を令和3年10月に設置しました。



<中核機関の機能>

広報機能	制度普及のため、関係機関と連携して広報・普及・啓発活動を行います。
相談機能	気軽に相談できる一次相談窓口を整備し、また、申立て手続き等の具体的な相談を受ける二次相談窓口を開設します。
成年後見制度利用促進機能	申立てや手続きに関するアドバイスを行い、内容により専門家や専門機関との連携や調整を図ります。
後見人支援機能	成年後見人等が安心して後見活動ができる環境づくりを目指します。

中核機関の担う機能については、関係機関と連携・協議しながら、順次、整備・拡充していきます。

【今後の方向性】

- 成年後見制度についての広報・啓発を行うとともに、相談体制を整備し、制度の利用が必要な方の発見に努め、早期のうちに適切な支援を受けることができるよう推進していきます。
- 地域連携ネットワークの整備・運営を行うために、中核機関、法律や福祉の専門職と連携した課題検討を行う体制を整えることにより、成年後見制度の利用が必要な方や後見人等の支援・見守りを進めます。

評価指標の設定

計画を着実に実行するために、計画に記載された施策の進捗状況を把握する必要があります。第3期計画までは、数値による目標値を定めていませんでしたが、計画の更なる推進に向け、基本目標ごとに評価指標の項目と目標値を設定しました。

項目	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
基本目標1 優しい心を育む福祉教育の推進		
あなたの住んでいる地域の活動や行事に「積極的に参加している」、「ほどほどに参加している」と回答した市民の割合（合計）	47.3%	80.0%
基本目標2 地域を支えるネットワークづくりの推進		
ボランティアに「現在、参加している」、「以前に参加したことがある」と回答した市民の割合（合計）	38.3%	80.0%
「地域の民生委員・児童委員の名前も活動内容も知っている」と回答した市民の割合	16.2%	75.0%
基本目標3 自立を支え、自ら生きるための仕組みづくりの推進		
成年後見制度を「内容も含め知っている」と回答した市民の割合	29.9%	75.0%
生活困窮者自立支援制度を「知っている」と回答した市民の割合	16.2%	75.0%
基本目標4 安心して生活できる環境づくりの推進		
あなたの住んでいる地域の暮らしやすさが「暮らしやすい」と回答した市民の割合	61.6%	80.0%
避難行動要支援者（同意者）数※	700人	1,000人
現在の福祉について「非常に充実している」、「やや充実している」、「普通」と回答した市民の割合（合計）	46.3%	80.0%

※ 「避難行動要支援者（同意者）数」は令和3年4月1日現在時点。

第4期秩父市 地域福祉計画・地域福祉活動計画〈概要版〉

令和4年3月発行（令和4年度～令和8年度）

発行 秩父市・秩父市社会福祉協議会

編集 秩父市
福祉部社会福祉課

社会福祉法人
秩父市社会福祉協議会

〒368-8686
埼玉県秩父市熊木町8番15号
TEL：0494-22-2211（代表）
FAX：0494-22-7168

〒368-0033
埼玉県秩父市野坂町一丁目13番14号
TEL：0494-22-1514
FAX：0494-22-4815